

「A I ネットワーク社会推進会議 報告書2019（案）に関する意見募集」
に対して提出された意見

（意見募集期間：2019年6月15日（土）～同年7月2日（火））

【提出意見 15件（法人7件、個人8件）】

No.	意見提出者	対象	ページ数	該当箇所	提出された意見	意見提出理由
1-1	個人 (A)				<p>「人工知能 (AI)」における構造では、「事故が起きた時の責任の所在」を明確にするべきと、私は考えます。「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS (サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン (土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格 (エレクトロリカルウェーブスペック)」及び「通信規格 (トランスミッションスペック)」での「回線 (サーキット)」の事例があります。(ア) 「通信衛星回線 (サテライトシステム)」における「トランスポンダー (中継器)」から成るポート通信での「DFS (ダイナミックフレカンシーセクション)」の構造。(イ) 「電話回線 (テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIPサーバー (セッションイニテションプロトコル)」の構造。(ウ) 「インターネット回線 (ブロードバンド)」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー (ドメインネームシステム)」の構造。(エ) 「テレビ回線 (ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式 (システムスペック)」での「回線 (サーキット)」の事例があります。(ア) 「3G (第 3 世代)」における「GPS (グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP (GSM 方式及び W-CDMA 方式)」の構造 (イ) 「4G (第 4 世代)」における「LTE 方式 (ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi (ワイアーレスローカルエリアネットワーキング)」の構造。(ウ) 「5G (第 5 世代)」での「NR (New Radio)」における「MCA (マルチチャンネルアク</p>	

				<p>セス)」から成る「DFS（ダイナミックフレカンシーセクション）」の構造。具体的には、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」での「回線（サーキット）」の事例があります。（ア）クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ（BD）」から成る「データベース（DB）」の導入により、IT ネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側（プロバイダ側）←ルーター⇄ファイアーウォール⇄スイッチ→エッジ側（ユーザー側）」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。（イ）エッジコンピューティングでは、Web 上における「URL（ユニフォームリソースロケータ）」での「HTML（ハイパーテキストマークアップラングエッジ）」から成る「API（アプリケーションプログラミングインタフェース）」に導入により、「HTTP 通信（ハイパーテキストトランスファープロトコル）」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS（HTTP over SSL/TLS）」の融合により、AI ネットワークの構造。要約すると、「サイバー空間（情報空間）」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー（メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー）」から成る「VPN（バーチャルプライベートネットワーク）」の構造が主流と、私は考えます。「フィジカル空間（物理空間）」では、「AP（アクセスポイント）」の構造が主流と、私は考えます。要するに、技術的な構造から導き出す「法令（ルール）」では、「事故が起きた時の責任の所在」を明確にするべきと、私は考えます。</p>	
--	--	--	--	---	--

1-2	個人 (A)			<p>「人工知能 (AI)」における構造では、AI の定義を明確にするべきと、私は考えます。具体的には、「知能 (インテリジョンズ)」及び「知性 (インテレクチュアル)」での定義の事例があります。</p> <p>(ア)「植物 (ボタニク)」及び「生物 (バイオロジー)」における「知能 (インテリジョンズ)」の定義とは、「学習能力、認識能力、判断能力」の構造。(イ)「人間 (ヒューマン)」における「知能指数 (IQ)」の定義とは、「一般知能 (g)」及び「特殊知能 (s)」の構造。(ウ)「人間 (ヒューマン)」における「知性 (インテレクチュアル)」の定義とは、「言語性、創造性、判断性」の構造。具体的には、「統計学習 (スタティステックラーニング)」及び「機械学習 (マシーンラーニング)」での構造の事例があります。(ア)「統計学習 (スタティステックラーニング)」における「確率 (プロバビリティー)」では、人間が AI に対し、過去から現在の「学習データ (教師データ)」を導入する事により、「目的 (ターゲット)」に対し、「ベイズ理論 (ゲーム理論)」から成る「パーセント (%)」における「確率 (プロバビリティー)」を「プロセス (過程)」として、AI が導き出した「アンサー (解答)」の構造と、私は思います。例えばですが、AI が導き出した「目的 (ターゲット)」に対して、導き出した「アンサー (解答)」では、「確率 (プロバビリティー)」における「パーセント (%)」なので、AI に対し、「根拠 (ベイシス)」が無い構造と、私は考えます。(イ)「機械学習 (マシーンラーニング)」における「ニューラルネットワーク (パーセプトロン)」では、ハードウェアでの「入力層、中間層、出力層」から成る「ノード (トランジスター回路)」及び「エッジ (バス配線)」の構造で有り、ソフトウェアでの「アルゴリズム (情報処理手順)」から成る「デープラーニング (深層学習)」の構造で有ると、私は思</p>	
-----	-----------	--	--	---	--

				<p>います。例えばですが、教師有り学習での「畳み込みニューラルネットワーク (CNN)」の構造で有り、教師有り学習での「再帰型ニューラルネットワーク (RNN)」の構造で有り、教師無し学習での「敵対的生成ネットワーク (GAN)」の構造で有ると、私は思います。人間がAI に対し、「クラスタリング (抽出)」及び「セグメント (区分)」におけるチューリングテストにコストが掛かるので、人間がAI を高度化する事でしか方法論が無いと、私は考えます。要約すると、AI を高度化するには、人間における過去から現在での「データ (数値)」の「鮮度 (フレッシュ及びクリアー)」を上げる事で、偏りの無い「バランス (均等化)」の取れた「学習データ (教師データ)」をAI に対し、導入する事が安全対策の構造と、私は考えます。要するに、AI における「プレーム問題」では、人間の「データ (数値)」に対し、偏りでの「偏見 (バイアス)」が有れば、AI に対しても、「偏見的 (バイアス)」な構造が導入されてしまうと、私は考えます。</p>	
1-3	個人 (A)			<p>「人工知能 (AI)」における自動運転での構造では、AI を導入した状態での「事故を起こした時の責任の所在」等を明確にするべきと、私は考えます。具体的には、AI を導入した状態での自動運転化レベルの定義での事例が有ります。(ア) レベル0 では、運転自動化無し。(イ) レベル1 では、運転支援化。(ウ) レベル2 では、部分運転自動化。(エ) レベル3 では、条件付運転自動化。(オ) レベル4 では、高度運転自動化。(カ) レベル5 では、完全運転自動化。具体的には、AI を導入した状態での事故を起こした時の責任の所在での事例が有ります。(ア)「運転手なのか? (ドライバー)」。(イ)「電話通信会社なのか? (テレコムオペレーターカンパニー)」。(ウ)「ISP 会社なのか? (イン</p>	

				<p>ターネットサービスプロバイダーカンパニー)」。(エ)「製造会社なのか？(マニュファクチャーカンパニー)」。(オ)「販売代理会社なのか？(ディーラーカンパニー)」。(カ)「管理及び運用会社なのか？(マネージメントカンパニー)」。(キ)「保険会社なのか？(インスランスカンパニー)」。要約すると、西暦 2020 年頃における「5G (第 5 世代)」の導入に伴い先行した構造では、「哲学(フィロソフィー)」及び「算数(エレメンタリーマスマテック)」を基準にし、AI を導入した状態の「事故を起こした時の責任の所在」を「科学技術(サイエンステクノロジー)」を基準にした「倫理(モラルフィロソフィー)」から「法令(ルール)」を創作する事が必要と、私は考えます。要するに、AI を導入した状態での自動運転における「事故を起こした時の責任の所在」は、「監督(デレクター)」する側での国家主権には責任が無い状態なので、「法令(ルール)」の導入が遅れると、国民主権側に対し、国家機能が落ち国民に不利益が出る事から、早急に高度で、先を行く他角度的な「想定(シュミレーション)」の中で、「法令(ルール)」を創作するべきと、私は考えます。</p>	
--	--	--	--	---	--

1-4	個人 (A)			<p>「人工知能 (AI)」における安全性では、「電源系 (パワーユニット)」での「PLC 設備 (プログラマブルロジックコントローラー)」による AI が暴走した時に対し、人間が「ON/OFF」におけるシャットダウンの構造を導入していると、思いますが、AI の暴走に対し、「PLC 設備」での人間が「ON/OFF」をするシャットダウンの構造では、「効果 (エフェクト)」が無い構造と、私は考えます。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「GPS (サイバーフィジカルシステム)」が導入される事で、「ゼネコン (土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。「現実的 (リアリズム)」に深慮しますと、「PLC 設備」では、「ゼネコン (土木及び建築)、産業機器、家電」等の分野では、「電源系 (パワーユニット)」での対応は可能と思いますが、「船舶、鉄道、航空機、自動車」等の分野では、「制御系 (コントロールユニット)」でのネットワークに「接続 (アクセス)」された状態なので、「PLC 設備」でシャットダウンを導入しても、フィードバックして、シャットダウンに係ら無い状態と、私は考えます。具体的には、IT エンジニアの「工程 (プロセス)」での事例があります。(ア) IT ネットワークエンジニアでは、「バグ (誤動作)」が出た時に「トラブルシューティング (修理)」からの「デバック (改修)」を対応する工程。(イ) IT サーバーエンジニアでは、サーバーを監視の対策をする工程。(ウ) IT イン트라ネットエンジニアでは、企業内のインフラを対策する工程。例えばですが、「IT ネットワークエンジニア、IT サーバーエンジニア、IT イン트라ネットエンジニア」の工程を融合し、AI に「バグ (誤動作)」が出た時に対応する為に、「トラブルシューティング (修理)」からの「デバック (改修)」が出来る AI エン</p>	
-----	-----------	--	--	---	--

				<p>エンジニアの育成が必要と、私は考えます。AI が暴走した時に安全性における対応を導入する構造では、人間が AI エンジニアにおける「知識（ノウレッジ）」及び「技能（テクニク）」から成る「能力（プラクテック）」での「スキル（技量）」の最先端を磨く事が「効力（エフィカシー）」の構造と、私は考えます。要約すると、「ハッカー（サイバー攻撃の攻撃者）」が行う事での「ロボット（機械による外部からの操作）」による「C&C サーバー（コマンドアンドコントロールサービス）」に対し、マルウェアでの「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」では、AI を導入した「EC（電子商取引）」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP（ネットワークワタイムプロトコル）」のサイバーセキュリティー対策が必要と、私は考えます。要するに、最終的に人間が高度でなければ、安全性が保て無いので、AI に適合が出来る最先端の AI エンジニアの育成が必要と、私は考えます。</p>	
--	--	--	--	---	--

1-5	個人 (A)			<p>「総務省情報通信政策研究所調査研究部」が提唱している内容では、「人工知能 (AI)」における「アルゴリズム (情報処理手順)」の「(バイアス) 偏見」と明記していますが、私には意味の理解が出来ないです。例えばですが、学習による「バイアス (偏見)」とは、「教師データ (学習データ)」を基に「チューリングテスト (人間による試験)」を施した時に AI の「バイアス (偏見)」の事となるのか？例えばですが、学習による「バイアス (偏見)」とは、人間の学習における AI を利用した時に人間の「バイアス (偏見)」の事なのか？具体的には、「アルゴリズム (情報処理手順)、ソースコード (プログラミングコード)、ログ (履歴)」等は、「教師データ (学習データ)」を基に人間が課題の「解決 (ソリューション)」における「目的 (ターゲット)」を AI に導入し、「パーセント (%)」から導き出した「解答 (アンサー)」なので、AI における「アルゴリズム (情報処理手順)、ソースコード (プログラミングコード)、ログ (履歴)」等は、重要な優先順位とは思わない事と、私は考えます。例えばですが、ソースコードの履歴等から成る「ASCII コード (アスキコード)」でのネイティブコードの方が重要と、私は考えます。要約すると、総務省の公文章が、「非現実的 (アンリアル)」な内容で、疑問に思いう事が有るので、国民側が的確に返答する内容まで至ら無いと、私は思います。要するに、総務省が公文章で、提唱している学習とは、「AI の事なのか?」、「人間の事なのか?」と、質問がしたいです。総務省が公文章で、提唱している「生データ、評価データ、推論」等が、私は理解が出来ないです。例えばですが、「入力層、中間層、出力層」の構造と思いますが、AI における「アルゴリズム、ソースコード、ログ」等が、「生データ、評価データ、推論」に対し、AI は人間では無いので、</p>	
-----	-----------	--	--	---	--

					<p>推論等はし無いと思います。「マイコン制御 (CPU 及び IC)」における「レジスター (保存記憶での処理)」での推論と言う事が、基本の構造と、私は思います。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

2	情報安全確保支援会立備			<p>【全体意見】</p> <p>AI技術は近年急速に進歩を続けており、特に、ネットワークを利用して様々な情報を収集し、自ら学習するという技術特性上、従来の「仕様が明確」なシステムに対する各種ガイドラインを流用するのではなく、進化し変化し続けるAIについて、社会全体で安全かつ安心に有効活用するためのガイドラインを新たに作成するために、AI技術に対する評価観点を議論し定義することは、極めて有意義な取り組みであると考えている。</p> <p>とりわけ、人間中心の社会を実現するために安心してAIを活用するためには、その基盤となる情報システムの安全性が確保されていることが必要不可欠である。そこで、情報技術を前提とした議論やガイドラインの作成に際して、情報システムの安全性の確保やその評価について「情報処理の促進に関する法律 第6条」において定められている「情報処理安全確保支援士」の関与を検討することは必須であると考えているが、少なくとも「報告書2019（案）」からは、AIネットワーク社会推進会議において同法を意識した議論がなされたという形跡が読み取れない。この点については、AI技術の利活用時における情報処理の安全性に対する既定法への考慮漏れであり、報告書及びガイドラインを不十分なものに行っていると考える。これらのことから、今後も継続されるAI利活用に関する検討にあたっては、同法を尊重する、つまり、情報セキュリティに関する唯一の国家資格者である「情報処理安全確保支援士」を最大限活用する観点も取り入れつつ議論を深めることが、既定法との整合性を有し、人材面での実効性をより高めた、よりよいガイドライン作りにつながるのではないかと考えている。</p>	
---	-------------	--	--	--	--

				<p>【報告書2019（案）について】</p> <p>P43</p> <p>…第三者による審査・評価を受けうる仕組みについても、今後検討を進めて行くことが望ましい。なお、この検討に際し、情報処理の安全確保に関する唯一の国家資格者である情報処理安全確保支援士の参加も考慮するものとする。</p> <p>P49</p> <p>…例えば次に掲げる課題があげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●AIネットワークそのものに対するサイバーセキュリティ確保の観点から、情報処理安全確保支援士の活用といった、サイバーセキュリティ人材の必置化に関する検討。 <p>【AI利活用ガイドライン】</p> <p>P20</p> <p>【ア セキュリティ対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●セキュリティの侵害に対する予防又は侵害された場合に迅速かつ適切な措置を講じるために、情報処理安全確保支援士といったサイバーセキュリティに関する高度人材を配置することが望ましい。 	
3	個人 (B)			<p>同じ仕組みの多数のAIに、ネットワーク経由で同じデータが同時に与えられますと、全部のAIが同じタイミングで同じ反応をします。同じ反応をするAIに制御された活動が社会の多くの場所や分野で一斉に同じタイミングで発生しますと、「過負荷によるシステムの停止や破壊」や「バランスの崩壊」が発生します。これは、社会に大混乱や大損失を与えます。したがって、AIに多様性を確保して、AIの一斉動作による破壊やバランス</p>	

					崩壊を防がねばならないということになります。AI 多様性の確保のためには、同じアルゴリズムや同じ知識を持つ AI は、分野別に存在できる個数および比率の上限値を設けるという規制が必要でしょう。	
4-1	個人 (C)				1) AI 開発時のデータについて、データマッピングを行い、データのサプライチェーンを確認することの重要性をぜひ国から発信していただけないでしょうか？出所不明のデータは使ってはならないですし、使っているのがわかればその AI の開発や利用は停止するようにすべきではないでしょうか。	
4-2	個人 (C)				2) 最近、スコアリング事業が盛んになっておりますが、人間を数値化するもので、人間中心の AI 原則の精神に反するものと思います。一人一人の個人をきちんと観て判断することの重要性をぜひ国の方から発信していただけないでしょうか。	
4-3	個人 (C)				3) ○○○○社をはじめとした、AI スピーカーについては気になっています。自身の生活で話した言葉（「給料上がった？」「健康診断の結果どうだった？」）や自分の声紋といった情報がどのように○○○○社によって扱われているのか気になります。プラットフォーム規制と AI 規制の両面から今後ご検討たまわれないでしょうか。	
5	株式会社 NTT データ	報告書 2019 (案) 本体	44		ページ：44（今後の課題）に対する意見 ・AI 利活用ガイドラインを受けて今後は具体的な活動へつなげるフェーズになるため、国内外の動向を踏まえたユースケースを共有する場として、AI ネットワーク社会推進会議の議論を推進していただきたい。また、欧州委員会から公表されたアセスメントリスト等を参考にしながら、ユースケースを特定してガイドラインの適用に関する具体的な議論をリードしていただき	理由： 具体的な事例に対する議論を踏まえることで、AI システムを提供する企業や利用者の理解につながり、AI 活用に寄与するものと考えます。

					たい。	
6	個人 (D)				至る所で人間中心主義という表現がなされています。AI との対比上、そのような表現をしていると考えられますが、人間は地球上の一つの生命体に過ぎません。地球のすべての生命、物質が循環してはじめて地球が維持されていることを考えると、生命体中心主義あるいは地球中心主義という表現が適切ではないでしょうか？さらに人間の地球での役割を考慮すれば魂中心主義が最も適切な表現と考えています。	
7-1	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	要旨 I	要旨の 1 ページの 18 行目	・要旨の 1 ページの 18 行目「取りまとめた」と 20 行目「とりまとめた」とは、字句を統一したほうがよいと思います。(同様の不統一はその他の箇所にもあります。)	
7-2	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	1	1 ページ最下行から上に 5 行目	・1 ページの最下行から上に 5 行目「先進 7 か国」は「先進 7 か国・地域」のほうがよいと思います。EU も参加しているから。	
7-3	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	2	2 ページ 22 行目	・2 ページの 22 行目「G 20」は「G 20 (主要 20 か国・地域)」と記載したほうがよいと思います。1 ページの G 7 と同様に。	
7-4	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	2	2 ページ 22 行目	・2 ページの 22 行目「2019 年」は「2019 年 (令和元年)」と記載したほうがよいと思います。	
7-5	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	2	2 ページ最下行から上に 8 行目	・2 ページの最下行から上に 8 行目「G 20 貿易・デジタル経済大臣会合」は、「G 20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」のほうがよいと思います。	
7-6	個人	報告書	2	2 ページ 22 行目	・2 ページの 22 行目「日本」は、同ページの他の箇所と同様に	

	(E)	2019 (案) 本体		行目	「我が国」のほうがよいと思います。	
7-7	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	2, 44	2 ページの脚 注の 1 行目、4 4 ページの 1 1 行目	・ 2 ページの脚注の 1 行目「日米欧」と 4 4 ページの 1 1 行目 「日米欧等」とは、どちらが正しいのか？	
7-8	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	4	4 ページの 3 行目	・ 4 ページの 3 行目「当たって」と 7 ページの 5 行目「あたって」とは、字句を統一したほうがよいと思います。(同様の不統一はその他の箇所にもあります。)	
7-9	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	4	4 ページの 1 0 行目	・ 4 ページの 1 0 行目「G 7 情報通信大臣会合」は、「G 7 香川・ 高松情報通信大臣会合」のほうがよいと思います。	
7-10	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	7	7 ページの最 下行から上に 4 行目	・ 7 ページの最下行から上に 4 行目「),」は「),」のほうがよ いと思います。	
7-11	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	11	1 1 ページの 最下行から上 に 3 行目	・ 1 1 ページの最下行から上に 3 行目「G7, G20」は「G7、G20」 のほうがよいと思います。	
7-12	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	11	1 1 ページの 1 7 行目	・ 1 1 ページの 1 7 行目「独」、2 2 行目「ドイツ」は字句を統 一したほうがよいと思います。	
7-13	個人 (E)	報告書 本体	12	1 2 ページの 2 行目、5 行目	・ 1 2 ページの 2 行目、5 行目の「2 0 1 6 年」は「2 0 1 6 年 (平成 3 0 年)」のほうがよいと思います。	
7-14	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	12	1 2 ページの 4 行目	・ 1 2 ページの 4 行目「しめ切りで」は「まで」のほうが日本語 として自然です。	
7-15	個人 (E)	報告書 2019 (案)	12	1 2 ページの 5 行目	・ 1 2 ページの 5 行目「特別委員会」は「同特別委員会」のほう がよいと思います。	

		本体			
7-16	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	12	12ページの 8行目	・12ページの8行目「および」は「及び」のほうがよいと思います。
7-17	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	12	12ページの 9行目	・12ページの9行目「米大統領」は「米国大統領」のほうがよいと思います。
7-18	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	12	12ページの 10行目	・12ページの10行目「大統領」は「同大統領」のほうがよいと思います。
7-19	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	12	12ページの 21行目	・12ページの21行目「米・」は「米国・」のほうがよいと思います。
7-20	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	13	13ページの 4行目	・13ページの4行目「王志剛」は8行目と同様にアルファベット表記を記載したほうがよいと思います。
7-21	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	13	13ページの 10行目	・13ページの10行目「経済協力開発機構（OECD）」は、「OECD」と記載したほうがよいと思います。前段の1ページで略語を定義しているから。
7-22	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	13	13ページの 17行目	・13ページの17行目の「CDEP」の定義は、初出箇所の12行目に記載すべき。
7-23	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	13	13ページの 20行目	・13ページの20行目「須藤」、21行目「平野」はフルネームで記載したほうがよいと思います。22行目と同様に。
7-24	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	14	14ページの 24行目	・14ページの24行目「2018年」は、「2018年（平成30年）」と記載すべきと思います。（24行目「同年（平成30年）」は「同年」に）

7-25	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	14	14ページの 最下行から上 に7行目	・14ページの最下行から上に7行目「カナダ政府」は「カナダ」のほうがよいと思います。	
7-26	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	15	15ページの 4行目	・15ページの4行目「堀」は、フルネームで記載したほうがよいと思います。5行目と同様に。	
7-27	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	15	15ページの 16行目	・15ページの16行目「出席され」は「出席し」の誤記か？	
7-28	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	15	16ページの 3行目	・16ページの3行目「マルチステークホルダ会議」は「マルチステークホルダー会議」の誤記では？	
7-29	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	16	16ページの 8行目	・16ページの8行目「東京大学教授」は「東京大学大学院教授」の誤記では？	
7-30	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	16	16ページの 9行目	・16ページの9行目「Wyckoff 局長」は「Wyckoff 次長」では？ 職名は Assistant Director-General だから。	
7-31	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	16	16ページの 9行目	・16ページの9行目「ユネスコ」は、「ユネスコ (UNESCO)」と記載したほうがよいと思います。他の機関名と同様に。	
7-32	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	16	16ページの 13行目	・16ページの13行目「茨城」は「茨城町」のことか？	
7-33	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	16	16ページの 最下行から上 に1行目	・16ページの最下行から上に1行目「パリ」は「フランス・パリ」のほうがよいと思います。	
7-34	個人 (E)	報告書 2019 (案)	17	17ページの 2行目	・17ページの2行目「5人」は「4人」では？ (Verbeek, Riemsdijk, Hori, Nurock)	

		本体			
7-35	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 3行目	・17ページの3行目「多かったようであるが」は、「多かったが」と断定できない理由があるのか？
7-36	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 11行目	・17ページの11行目「パリ」は、「フランス・パリ」のほうがよいと思います。
7-37	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 最下行から上 に6行目	・17ページの最下行から上に6行目「および」は「及び」のほうがよいと思います。
7-38	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 6行目	・17ページの6行目「モロッコ、ベンゲリル、」は「モロッコ・ベンゲリルの」のほうがよいと思います。
7-39	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 11行目	・17ページの11行目「パリ」は「フランス・パリ」のほうがよいと思います。
7-40	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 7行目	・17ページの7行目「鈴木」はフルネームで記載したほうがよいと思います。(19ページの大臣名と同様に)
7-41	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 9行目	・17ページの9行目「プレゼンテーションには・・・評価された」は日本語として不自然です。「プレゼンテーションは・・・評価された」などとしたほうがよいと思います。
7-42	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	17	17ページの 12行目	・17ページの12行目「開催され」は7行目と同様に「開催し」のほうがよいと思います。
7-43	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	20	20ページの 最下行から上 に1行目	・20ページの最下行から上に1行目「2018年」は、「2018年(平成30年)」のほうがよいと思います。

7-44	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	21	21ページの 6行目	・21ページの6行目「G20貿易・デジタル経済大臣会合」は、「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」のほうがよいと思います。	
7-45	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	21	21ページの 6行目	・21ページの6行目「2019年」は「2019年（令和元年）」と記載すべきと思います。	
7-46	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	24	24ページの 脚注41の1 行目	・24ページの脚注41の1行目「2017年（2019年）」は、2回とりまとめたという意味か？	
7-47	個人 (E)	報告書 2019 (案) 本体	42	42ページの 最下行から上 に4行目	・42ページの下行から上に4行目「OECDデジタル経済政策委員会（CDEP）」は、「CDEP」と記載したほうがよいと思います。前段の13ページで略称を定義しているから。	
8-1	(一社)電 子情 報技 術産 業協 会	報告書 2019 (案) 本体		<u>全体を通して</u>	<p><意見要旨></p> <p>多様なステークホルダに係るなかで取り纏めを実施された、長期にわたる一連のご尽力に敬意を表します。</p> <p>AI 利活用ガイドライン、AI ガイドライン比較表、利活用原則の各論点に対する詳説について別書式でコメントさせていただき、本報告書 2019(案)【本体】固有の箇所につきまして、以下にコメントさせていただきます。</p> <p>報告書の概要含め、相互に関係する箇所につきまして、適宜コメントや修正などを反映いただけますと幸いです。</p> <p>本ガイドラインにつきましては、今後も定期的な見直し、例示などの補強などに取組んでいただき、継続的に国際議論をリードしていただくことを期待しております。</p>	<p>これまで、2017年にAI 開発ガイドラインに関するAI ネットワーク社会推進会議報告書 2017を、さらに今回、利活用ガイドラインとしての報告書 2019を、いずれも多様なステークホルダが留意すべき基本原則、ソフトローとして取り纏めていただき、国際的議論を先導いただきました。これらのことが、5/22のOECDによる人工知能に関するOECD原則の採択、さらには、信頼を得て社会で広範に活用されるような、全体的かつ人間中心で未来志向</p>

						の AI 開発・利用原則を定めるべきとの、3/15 の B20 東京サミット共同宣言や、先日行われた G20 での人間中心の AI 利用という価値観に言及した閣僚声明など、尊重すべき基本的価値を示す指針に繋がってきたのではないかと考えております。
8-2	(一) 電子情報技術産業協会	報告書 2019 (案) 本体	31	例③ AI サービス (例: 自動運転タクシー) を利用するものであり、「最終利用者」に該当	「最終利用者」の部分は、例①、例②での記述のように、最終利用者のうち、ビジネス利用者、消費的利用者のどちらに該当するのかを記載すべきではないでしょうか。	最終利用者という記述だけでは、各原則の対象主体となるかどうか不明確かと考えます。
8-3	(一) 電子情報技術産業協会	報告書 2019 (案) 本体	31	例④ AI サービス (例: 異常検知サービス) を利用するものであり、「最終利用者」に該当	「最終利用者」の部分は、例①、例②での記述のように、最終利用者のうち、ビジネス利用者、消費的利用者のどちらに該当するのかを記載すべきではないでしょうか。	最終利用者という記述だけでは、各原則の対象主体となるかどうか不明確かと考えます。
8-4	(一) 電子情報技術産業協会	報告書 2019 (案) 本体	32	例⑤ 最終利用者 (例: AI アシスタント対応の	「利用する」は、「設置・導入する」の方が適切ではないでしょうか。	現実には、第三者に分類されている「最終利用者と同居する家族」も AI スピーカーを利用する場合も多く、区別できない

	会			AI スピーカー を利用する個人)		と考えます（あるいは、この例では、同居する家族は、訪問者同様、AI スピーカーを利用しない前提であれば、それを明記すべきかと考えます）。
8-5	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン		<u>全体を通して</u>	<p><u><意見要旨></u></p> <p>多様なステークホルダが係るなかで取り纏めを実施された、長期にわたる一連のご尽力に敬意を表します。</p> <p>今後、AI に関わる ISO/IEC JTC 1/SC42 専門委員会の Plenary 会合が 10 月に日本で開催される予定で、国内外で標準化やガイドラインの制定が加速されると考えられます。本ガイドラインをベースとした便益増進に向け、それらの国際議論のなかで考慮されるべき論点として期待されるものがまだありそうなことに気がつきましたので、以下にコメントさせていただきます。なお、本体、概略、比較表、詳細固有の箇所につきましては、別途そちらでコメントさせていただいております(詳細: より平易な表現で、具体的な事例の記載があるとより分かりやすいと思います)。参考になれば幸いです。AI ネットワーク化の進展は指数関数的であると考えられ、それらの活動も含め、本ガイドラインにつきましては、今後も定期的な見直し、例示などの補強などに取組んでいただき、継続的に国際議論をリードしていただくことを期待しております。</p>	<p>これまで、2017 年に AI 開発ガイドラインに関する AI ネットワーク社会推進会議報告書 2017 を、さらに今回、利活用ガイドラインとしての報告書 2019 を、いずれも多様なステークホルダが留意すべき基本原則、ソフトローとして取り纏めていただき、国際的議論を先導いただきました。これらのことが、5/22 の OECD による人工知能に関する OECD 原則の採択、さらには、信頼を得て社会で広範に活用されるような、全体的かつ人間中心で未来志向の AI 開発・利用原則を定めるべきとの、3/15 の B20 東京サミット共同宣言や、先日の G20 での人間中心の AI 利用に関する閣僚声明など、尊重すべき基本的価値を示す指針に繋がってきたのではないかと考えて</p>

						<p>おります。本ガイドライン全体に言えることではありますが、使用されている用語が、一般的な使用法と異なる場合や定義が確立されていない場合には、差異や具体例を明確に説明いただけるとより国際議論に供し得るものとなるのではないかと考えられます。また、個々の企業等において、本ガイドライン記載の”期待される措置”をどう期待されているのかがタイムリーに判断できないと、委縮効果やその他の悪影響も懸念されるためです。</p>
8-6	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	2	<u>序文</u>	<p>「利用者」(初出)に、関係する主体の定義は p. 9 参照と脚注をつけて頂けないでしょうか。</p>	<p>各原則は、関係主体の定義を参照しないと正しい理解しにくいと考えられます。</p>

8-7	(一) 電子情報技術協会	AI 利活用ガイドライン	3	序文 <u>脚注 3</u>	脚注 3 全体を本文の第 3 パラグラフに記述することには如何でしょうか。	該当の文章は本ガイドライン案の性質を示すうえで重要であり、脚注に配置するよりは本文に記述すべき内容と考えます。
8-8	(一) 電子情報技術協会	AI 利活用ガイドライン	5	AI の定義及び対象範囲 <u>(1) AI の定義</u>	<p>AI の定義自体は社会的に一致したものがあるわけではないことは理解しているものの、ある程度共通の理解形成が行われつつあるところ、本ガイドラインの定義が、一般的な AI 関連の文書に見られる用語法（の一部）との相違があるのか否かが明確ではないと考えますが如何でしょうか。</p> <p>例えば、5/22 の人工知能に関する OECD 原則でも定義が記載されています。これらも参考に、国際的な発信に向けて、本文に記載の和文定義を英訳した場合に、英語圏の人に意味が通じるかどうかを予め確認されては如何でしょうか。</p>	例えば機械学習技術を利用して生成された学習済みモデルがハードウェアに組み込まれ、当該ハードウェアの利活用の過程で当該モデル自体は変化しない場合、当該モデル及びハードウェアは本ガイドラインの「AI ソフト」や「AI システム」に当たらないようにも見えます。ご検討いただいているとは思いますが、仮に当たらないのであれば、その旨明記されては、と考えるためです。

8-9	(一) 電子情報技術協会	AI 利活用ガイドライン	7	<p>1. 目的</p> <p>「AI の利用者は、AI の利用目的や利活用する際の社会的文脈を踏まえ、10 の原則の中から <u>自らが留意すべき原則を選定し、その上で、選定したそれぞれの原則について、後に記載する解説を参照し、どのような措置をどの程度講ずべきか自主的に検討することが想定されている。</u>」</p>	<p>可能なら、解説に留まらず、幾つかの簡便なユースケースにおいて、対応する原則などをどう選定するかの実例を追記、もしくは、実例をアップデートすることなども検討する旨の追記をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>将来的には、そうした事例について蓄積してサンプル例集として閲覧可能とするような仕組みなどを整備いただくことが、原則を遵守した適切な AI 利活用が社会に浸透していくことに繋がるのではないかと考えます。</p>	<p>AI 利活用の目的や用途の多様性を踏まえ、本ガイドラインの原則は画一的に適用されるものではなく、利活用における社会的文脈を踏まえ、自らが留意すべき原則を選定し、その上で、選定したそれぞれの原則について、後に記載する解説を参照し、どのような措置をどの程度講ずべきか自主的に検討することが想定されている、と明記載しています。</p>
-----	--------------	--------------	---	--	--	---

8-10	(一) 電子情報技術協会	AI 利活用ガイドライン	7	<p><u>1. 目的</u></p> <p>「また、AI の研究開発において留意することが期待される事項については、2017 年（平成 29 年）7 月に「AI 開発ガイドライン案」としてとりまとめられているところである。開発と利活用とは、必ずしも明確に区分できない場合も想定され、<u>AI 開発ガイドライン案とセットとして参照されることが望ましい。</u></p>	<p>AI ガイドライン比較表は報告書 2019(案)別紙 2 にありますが、利活用ガイドライン p. 28 の「表 1」中に AI 開発との対応関係も明示されていると、開発ガイドラインと利活用ガイドラインとの連携がより明確になると思われます。表 1 自身も、抜けの見直し、また関係性の軽重の表記があっても良いように思われます。追記、もしくは表 1 の見直しをご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>本利活用ガイドラインは、「AI 開発ガイドライン案」とセットとして参照されることが期待されておりますが、双方で名称が異なる原則が記載されています。AI 利活用と AI 開発が表裏一体となって、国内の AI ソフト/システムの開発の促進による AI ネットワーク社会の実現を図るために、利活用者と開発者との想定の不一致や抜け漏れを防ぐ目的で、相互の解釈を一致させることが重要であると考えます。</p>
------	--------------	--------------	---	---	---	--

8-11	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	8	2. 基本理念 (第四項) 「権利利益が侵害されるリスクを抑制するため、 <u>便益とリスクの適正なバランスを確保</u> 」	基本理念は賛同しますが、一点確認させて頂きたく存じます。 便益のためには一定の権利侵害を許容しているというお考えでしょうか。誤解が生じないように考え方を整理されては如何でしょうか。	法規にて権利制限が掛けられていないものについては「権利侵害は行ってはならない」が原則だと考えるためです。
8-12	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	9, 10	図2の「 <u>消費者的利用者</u> 」の注記	消費的利用者であって、AI システム又はAI サービスについて、自ら運用を行う場合」に関して具体的例示が必要と考えますが、如何でしょうか。	どのような場合に、業ではなく運用を行うことに相当するのかが不明確です。 P. 13 の自ら運用等を行う場合の A)~E)のフェーズに照らして、どのようなケースが、「消費的利用者が自ら運用等を行う場合」に該当するのか説明が必要と存じます。
8-13	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	9	3. <u>関係する主体の整理</u>	より実態に即した形で具体的な形で整理すると良いと考えますが如何でしょうか。	脚注 12 で「典型的な分類を記載している」とのことですが、例えばプライバシーに関わるデータを扱うか否かでも期待される対応が異なると考えられるためです。
8-14	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	10	4. <u>AI 利活用原則</u>	人工知能に関する OECD 原則では、項目 1. 2、1. 4 はAI システムの存続期間(ライフサイクル)中との限定があります。本利活用原則でもこのような記載をご検討頂けないでしょうか(もしくは	比較対象として重要な OECD の、Recommendation of the Council on Artificial

	産協 業会				は、5. 一般的な AI 利活用の流れ、の中などでの記載をご検討頂けないでしょうか。	Intelligence 中で、AI システムの存続期間(ライフサイクル)の限定が明記されており、これは、社会実装するうえで重要と考えられます。
8-15	(一) 電 子 情 報 技 術 産 協 業 会	AI 利 活用 ガ イ ド ラ イ ン	10	<u>最終利用者</u>	最終利用者について、本文と同じく例示が必要と思いますが、如何でしょうか。 さらに、例示において、例示③では、最終利用者のうち、ビジネス利用者、消費的利用者のどちらに該当するのか、例示④では例①、例②での記述のように、最終利用者のうち、ビジネス利用者、消費的利用者のどちらに該当するのか記載されては如何でしょうか？また、例示⑤では「利用する」は、「設置・導入する」の方が適切ではないでしょうか。	例示③、④では、最終利用者という記述だけでは、各原則の対象主体となるかが不明確かと考えます。また例示⑤では、現実には、第三者に分類されている、「最終利用者と同居する家族」も AI スピーカを利用する場合も多く、区別できないと考えます。(あるいは、この例では、同居する家族は、訪問者同様、AI スピーカーを利用しない前提であれば、それを明記すべきかと考えます)
8-16	(一) 電 子 情 報 技 術 産 協 業 会	AI 利 活用 ガ イ ド ラ イ ン	11, 24	⑧ 公平性の原則 <u>脚注 13 および</u> <u>脚注 31</u>	「公平性」には複数の定義・基準があるとのことですが、具体的にどのような定義・基準があるのか記載されるとより理解が深まると考えますが如何でしょうか。	公平性を謳いつつ公平性とは何かが説明されていないと考えます。人の介在が処方箋の一つとされています(適正利用の原則においても)、公平性とは何かについての意識がない人間を介在させても効果に乏しいため、公平性自体についての説明が必要と考えられるた

						めです。
8-17	(一) 電 社) 子 報 情 術 技 業 産 業 協 会	AI 利 活 用 ガ イ ド ラ イ ン	11, 25	⑩ アカウ ン タ ビ リ テ ィ の 原 則 : <u>利用</u> 者 は、	「利用者」ではなく、「AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者」とすべきではないでしょうか。	報告書 2019 (案) 内の P. 34 の説明、脚注 48, 49、本ガイドラインの P. 25-26 を参照する限り、本原則の対象主体は、サービスプロバイダ及びビジネス利用者であり、消費的利用者は補足的／参考的な関与のためです。
8-18	(一) 電 社) 子 報 情 術 技 業 産 業 協 会	AI 利 活 用 ガ イ ド ラ イ ン	11	アカウ ン タ ビ リ テ ィ に 関 す る <u>脚注</u> 15	責任者を明確に指摘できることをアカウントビリティの条件の一つとして明記されては如何でしょうか。	責任者を明確に指摘できることは、諸外国でもアカウントビリティの重要三要素の一つです。

8-19	(一) 電子情報技術協会	AI 利活用ガイドライン	12	<p>5. 一般的な AI 利活用の流れ</p> <p>「前述の AI 利活用原則について、AI システム又は AI サービスの利活用のどのフェーズで留意すべきかを明確にするため、一般的な AI 利活用の流れを以下の 2 つに分類して整理する。</p> <p>(i) 自ら AI システム又は AI サービスの運用等(学習等を含む)を行う場合</p> <p>(ii) 自ら AI システム又は AI サービスの運用等を行うことなく利用する(自ら運用</p>	<p>AI システムの利活用を行う両者が AI システムのライフサイクルに対する共通理解を意識することが重要であり、グローバルな AI 利活用が推進されていく観点にも鑑みて、本ガイドラインの利活用の流れにおいても「ライフサイクル」に関する記載をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>例えば、OECD ではライフサイクルにおける AI システムの利用停止(retire)も「operation」に含まれることなどが記載されておりますので、注釈や図において「運用・利用」において、p. 16 の事後対策として記載がある「停止」などのライフサイクルに関わる文言に触れて頂く案は如何でしょうか。</p>	<p>5 章では、AI 利活用原則における一般的な利活用の流れとして、AI サービスプロバイダと最終利用者を想定した 2 つの場合が図を用いて例示されており、AI を活用する各ステークホルダが自らの利活用が想定し易く整理された内容だと考えます。</p> <p>利活用の流れについては、OECD の “Recommendation of the Council on Artificial Intelligence” においても、“AI System Lifecycle” として 4 つのフェーズ「design, data and models」「verification and validation」「deployment」「operation and monitoring」が定義されております。</p> <p>本章の、場合(i)は上記フェーズと対応しやすい 5 ステップからなりライフサイクルが想起し易い一方で、場合(ii)は「利用前」「利用後」の 2 ステップに纏められており、ライフサイクルが想起しにくいのではないかと考えます。</p>
------	--------------	--------------	----	--	---	--

				<u>等を行わない)</u> <u>場合それぞれ</u> <u>の場合におけ</u> <u>る AI 利活用の</u> <u>流れは以下の</u> <u>通りである。]</u>		
--	--	--	--	---	--	--

8-20	(一) 電子情報技術協会	AI 利活用ガイドライン	14	<p>6. AI 利活用原則の解説「以下では、AI 利活用原則として整理した 10 原則について、原則ごとに AI サービスプロバイダ、ビジネス利用者及びデータ提供者が留意すべき事項についての解説を行う」</p> <p>① 適正原則の原則</p> <p>② 適正学習の原則</p> <p>③ 連携の原則</p> <p>④ 安全の原則</p> <p>⑤ セキュリティの原則</p> <p>⑥ プライバシーの原則</p> <p>⑦ 尊厳・自律の原則</p> <p>などで、「情報</p>	<p>提供すべき情報を管理する枠組みについて、例えば下記のような課題例の記載を検討いただけませんか。</p> <p>「倫理規範の逸脱を検出・検証し、解消を図るためにデータ品質や学習の履歴を管理する技術の開発と、レベル分けされた AI システムの透明性や事後検証性を確認・認定する仕組みの整備を通じて、開発者から利用者の AI の取捨選択や、AI が相互接続され社会システムによる責任所在・範囲の判断に必要な情報を提供する仕組みの構築検討、などが望まれます。」</p>	<p>6 章では、10 原則について各ステークホルダが留意すべき項目が示されており、消費者的利用者などのステークホルダに対して「情報提供することが期待される」と記載されております。</p> <p>これら情報提供の目的は、ステークホルダが、AI の判断について、どのようにして何らかの判断根拠に基づいた判断を下したかを把握できる手段を提供することにあると考えます。このように、AI に対する信頼が広く醸成され、AI による開発者・サービスプロバイダ、最終利用者等の便益を増幅し、AI ネットワーク社会が早期に実現するには、一般のご理解を頂くイメージを例示することが有用と考えます。</p>
------	--------------	--------------	----	---	---	---

				<p>を提供することが期待される」。</p>		
8-21	<p>(一) 電子情報技術協会</p>	<p>AI 利活用ガイドライン</p>	17	<p>②適正学習の原則 [ア AI の学習等に用いるデータの質への留意] 〈以下参考〉</p>	<p>本項目には、下記の記載などが必要と考えますが如何でしょうか。</p> <p>「消費者からの情報等がサービスされている AI 等において、学習に利用されていることが示されている場合は、他人や社会に害を与えるような学習につながる嘘や悪を断りなしに AI に伝えることは慎むことが望ましい。」</p>	<p>消費者からアップロードされるデータや消費者の行動により、AI が学習する場合、例えば嘘を伝えれば嘘が学習され、悪を伝えれば悪が学習される、というリスクがあります。このことを消費者は認識することが期待されるためです。</p> <p>さらに、消費者は、リアル社会での言動では、嘘や悪を伝えることを控える場合が多く、場合によっては罪に問われますが、学習する AI 向けに出力する場</p>

						合、社会通念としては問題無しとする傾向があるためです
8-22	(一社)電情報技術産協会	AI 利活用ガイドライン	18	<p><u>6. AI 利活用原則の解説</u></p> <p>③連携の原則</p> <p>[ア 相互接続性と相互運用性への留意]</p> <p>[イ データ形式やプロトコル等の標準化への対応]</p>	<p>(1)例えば、公的な第三者による認証機関など、第三の立場から倫理委員会相当の役割を担える組織の検討や、セキュリティやFAT(「⑧公平性」「⑩説明責任」「⑨透明性)などの遵守レベル分け整備を有識者参画による公開推進などの重要性の示唆、期待について記載いただけないでしょうか。</p> <p>(2)また、連携におけるFATのポジティブな側面の記載を検討いただけないでしょうか。</p>	<p>(1)AIサービスの効果的な相互接続性を確保するためには、AI開発者やAIサービスプロバイダにとどまらず、最終利用者や第三者など全てのステークホルダが、各AIが利活用で何を達成し、何が未達成なのかについて正しく共通の理解を至る仕組みの構築が重要であると考えます。</p> <p>(2)便益の増進、豊かな社会実現に向け、AI開発者、AIサービスプロバイダが、「提供するAIソフト、AIシステム及びAIサービスが十分な「⑧公平性」「⑩説明責任」「⑨透明性」(FAT)を確保すれば、一般に受け入れやすく、便益が増進すると共に、競争戦略上も優位になると考えられます。</p>

8-23	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	18	6. AI 利活用原則の解説③ 連携の原則 [ウ AI ネットワーク化によって惹起・増幅される課題への留意]	<p>(1)例えば、必要な情報提供への期待に加え、オープン性とクローズ性を考慮して認証等を行う機関・仕組みなどの検討への期待などについて追記を検討いただけないでしょうか。</p> <p>(2)AI サービス間の相互接続においては、情報提供の対象について留意が必要である旨の記載を検討いただけないでしょうか。</p>	<p>(1)AI ネットワーク化によって惹起・増幅される課題への留意事項として、不十分なAI が安易に利用されることを防ぐためには、FAT を十分な確保したAI 開発企業の公正競争確保や、公開情報の悪意ある利用によるセキュリティリスクを勘案しつつ、FAT などが一定水準にあることを客観的にステークホルダに提示する仕組みの構築も重要であると考えます。</p> <p>(2)AI サービスが相互に結合した場合、AI 開発者またはAI サービスプロバイダが提供する予防策や対応策が、結合後のAI サービスプロバイダが提供する情報提供に反映されず、利活用におけるリスクが正しく周知されないリスクも懸念されます</p>
8-24	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	19	④安全の原則 [ア 人の生命・身体・財産への配慮]	<p>例えば工作機械に非常停止ボタンがあるようにAI システムにおいては下記などの(安全工学的)記載があると良いのではと考えますが如何でしょうか。</p> <p>「AI システムの与える危害の重大性によっては、危害が発生した、もしくは危害の発生が確実視された場合、そしてもしもAI を安全に修正する方法が間に合わないような場合は、“AI シス</p>	<p>機械ではISO12100などで危害を回避したり確率を減らしたりする仕組みが書かれているためです</p>

					テムを止める”、すなわち危害を回避したり、危害の拡大を防ぐような”緊急停止”などの緊急措置を利用現場の判断で行えることも配慮することが期待される」	
8-25	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	22	⑥ プライバシーの原則 [ウ 自己等のプライバシー侵害への留意及びパーソナルデータ流出の防止] 〈以下参照〉	「消費者的利用者は、ペットロボットなど(中略)留意することが望ましい」は削除すべきと考えますが如何でしょうか。	「ペットロボットなどのAIに過度に感情移入すること等により」と具体的な記述がされており、他で書かれている記載に対して粒度が細かいと考えるためです。
8-26	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	22	⑦ 尊厳・自律の法則	本項目には、AI サービスプロバイダ、ビジネス利用者等から、消費者的利用者、までを対象にガイドラインが書かれています。しかし、この件を中心に「第三者」と呼ばれる人々へのガイドラインについても記載があるとよいのでは、と考えますが如何でしょうか。	尊厳・自律の原則に対しては、AI サービスプロバイダ、ビジネス利用者等から、消費者的利用者、までに対しては、ここに、「人間の尊厳と個人の自律を尊重することが期待される。」脚注 26「例えば、人間と AI の異質性を前提に、AI は人間の活動を支援するものであるとの認識を持つこと等が考えられる。」と書いてあります。すなわち問題発生 of 未然防止は人間の役割としています。 一方で現在、一部の報道や評

						論では、それはAIの責任である、すなわち、人間の尊厳と個人の自律は人間の意思に関わらず損なわれるという論調が見られます。この点は、「第三者」においても同じガイドラインを書くべきと考えるためです。
8-27	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	25	<p>⑨ 透明性の原則</p> <p>[ア AI の入出力等のログの記録・保存]</p>	<p>本項目には、下記の記載があると良いのではないかと考えますが如何でしょうか。</p> <p>「ログの記録・保存にあたっては、プライバシーや企業秘密に関する内容が含まれる可能性があることを留意する必要があります。」</p>	<p>ログの記録・保存に関しては、ログに含まれる内容によってプライバシー、企業秘密が含まれる可能性があるためです。</p>
8-28	(一) 電子情報技術産業協会	AI 利活用ガイドライン	25	<p>6. AI 利活用原則の解説</p> <p>⑩ アカウンタビリティの原則</p> <p>[ア アカウンタビリティを果たす努力]</p> <p>多様なステークホルダとの対話を行うこと等により、相</p>	<p>(1) アカウンタビリティに向けて、各原則のレベル分けについて検討することが期待される旨の追記を検討いただけないでしょうか？</p> <p>(2) 「利用者」ではなく、「AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>(1) アカウンタビリティを果たす努力として、「AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者は、人々と社会から AI への信頼を獲得することができるよう…(中略)…AI システムの特性について情報提供と説明を行うことや、多様なステークホルダとの対話を行うこと等により、相応のアカウンタビリティを果たすよう努める」と記載がされています。ここで、こ</p>

				<p><u>応のアカウントビリティを果たすよう努める</u></p> <p>アカウントビリティの原則 利用者は・・・</p>		<p>の「AI システムの特性」は原則①～⑨の内容を含むものであると考えられますが、一方で、「ステークホルダへの情報提供と説明」のためには、これらの特性については一定の定量性を持った共通的な内容とすべきことが重要だと考えます。(2)報告書 2019(案)内の P. 34 の説明、脚注 48, 49、本ガイドラインの P. 25-26 を参照する限り、本原則の対象主体は、サービスプロバイダ及びビジネス利用者であり、消費的利用者は補足的／参考的な関与のためです。</p>
8-29	(一社)電子情報技術産業協会	AI 利活用原則の各論点に対する詳説		<p><u>全体を通して</u></p>	<p><u><意見要旨></u></p> <p>多様なステークホルダに係るなかで取り纏めを実施された、長期にわたる一連のご尽力に敬意を表します。 AI 利活用ガイドライン、AI ガイドライン比較表、本文については別書式でコメントさせていただき、「AI 利活用原則の各論点に対する詳説」固有の箇所につきまして、以下に概要をコメントさせていただきます。相互に関係する箇所につきまして、適宜コメントや修正などを反映いただけますと幸いです。本ガイドラインにつきましては、今後も定期的な見直し、例示などの補強などに取組んでいただき、継続的に国際議論をリードしていただくことを期待しております。</p>	<p>これまで、2017年にAI開発ガイドラインに関するAIネットワーク社会推進会議報告書2017を、さらに今回、利活用ガイドラインとしての報告書2019を、いずれも多様なステークホルダが留意すべき基本原則、ソフトローとして取り纏めていただき、国際的議論を先導いただきました。これらのことが、5/22のOECDによる人工</p>

						<p>知能に関する OECD 原則の採択、さらには、信頼を得て社会で広範に活用されるような、全体的かつ人間中心で未来志向の AI 開発・利用原則を定めるべきとの、3/15 の B20 東京サミット共同宣言など、尊重すべき基本的価値を示す指針に繋がってきたのではないかと考えております。</p>
8-30	(一) 電子情報技術産業協会	AI 活用原則の各論点に対する詳説	事例と表現について	<p>下記のように実務に適用させるために、より平易な表現で、具体的な事例の記載が必要と考えますが、如何でしょうか。</p> <p>例えば、「バイアス」という言葉が複数個所に出てきますが、一般公衆にとってわかりにくく、かつ、多義的*な言葉なので、定義をしたり（全部でなくても一部を）言い換えるのがよいと考えます。</p> <p>*①統計用語、②偏見に加えて③”社会的文脈に照らして不平等と評価される状態の再生産”のような意味で使われている文脈もあるように見えます。</p> <p>懸念事項や考慮事項を羅列するだけでは萎縮効果を招きかねないので、産業分野別に具体的に何をすることが望まれるのか（最低限どこまでやれば良いか）、何等かの示唆を与えることが有効と考えます。</p> <p>原則別の具体例と、産業分野別に俯瞰した具体例（参考 3 の充実を図ることを含む）を追加した方がより実効性のあるものになると考えます。</p> <p>加えて、「AI」に特有の事項と、一般的な個人情報保護やセキ</p>	<p>全体的に使用されている用語・表現に難解なものや複数の解釈が可能なものがあるため</p>	

					<p>ユリティに関すること、本来人の価値観に委ねられるべき事項とを分けて再度整理された方が良いと考えます。</p> <p>如何でしょうか。参考になれば幸いです。</p>	
8-31	(一) 電子情報技術産業協会	AI ガイドライン比較表		全体を通して	<p>下記のように、AI ネットワーク社会推進会議の活動が貢献し、42 ヶ国で既に採択された、この人工知能に関する OECD 原則と対応していることをもう少し明確にされるとともに、強調されては如何でしょうか。</p> <p>なお、人工知能に関する OECD 原則では、項目 1. 2、1. 4 は AI システムの存続期間(ライフサイクル)中との限定があります。この限定は国際的にも認知されており、利活用の実務上非常に重要と思われるので、本利活用原則、さらには全文、ガイドライン、詳細、概説でもこのような記載をご検討頂けないでしょうか？</p>	<p>比較対象として重要なものは、Recommendation of the Council on Artificial Intelligence であると思います。</p> <p>これまでの AI ネットワーク社会推進会議の活動が貢献し、採択もされたので、これとの対応を明確にされると良いと思います。</p>
8-32	(一) 電子情報技術産業協会	AI ガイドライン比較表	2	Proper utilization	<p>本項目は、OECD の下記 1.4 Robustness, security and safety の a) と対応するとされては如何でしょうか。</p> <p><u>a) AI systems should be robust, secure and safe throughout their entire lifecycle so that, in conditions of normal use, foreseeable use or misuse, or other adverse conditions, they function appropriately and do not pose unreasonable safety risk.</u></p>	<p>比較表では空白となっておりますが、左記の部分は対応していると思われる。</p>

8-33	(一社) 電子情報技術業協会	AI ガイドライン比較表	2	Proper data	<p>本項目は、OECD の下記 1.4 Robustness, security and safety の b) と対応するとされては如何でしょうか。</p> <p>b) <u>To this end, AI actors should ensure traceability, including in relation to datasets, processes and decisions made during the AI system lifecycle, to enable analysis of the AI system's outcomes and responses to inquiry, appropriate to the context and consistent with the state of art.</u></p>	比較表では空白となっておりますが、左記の部分は対応していると思われます。
8-34	(一社) 電子情報技術業協会	AI ガイドライン比較表	2	Collaboration among AI systems	<p>本項目は、OECD の下記 1.4 Robustness, security and safety の c) と対応するとされては如何でしょうか。</p> <p>c) <u>AI actors should, based on their roles, the context, and their ability to act, apply a systematic risk management approach to each phase of the AI system lifecycle on a continuous basis to address risks related to AI systems, including privacy, digital security, safety and bias.</u></p>	Collabolation は Collaboration のタイポと思われます。また、比較は、AI システム間の協働に関するものとすべきと考えます。
8-35	(一社) 電子情報技術業協会	AI ガイドライン比較表	3	Privacy	<p>本項目は、OECD の下記 1.4 Robustness, security and safety の c) と対応するとされては如何でしょうか。</p> <p>例えば p. 3 の“Security” 項目と同様に下記のように当該項目との対応の記載を検討されては如何でしょうか？</p> <p>「<u>1.4. Robustness, security and safety</u> ± Reference」 (以下省略)</p>	非常に重要な項目ですので、Reference だけではなく、本文の項目とも対応していることも記載されては如何でしょうか。
9-1	(一社) 全銀行協会	AI 利活用ガイドライン	20	⑤ - ア) セキュリティ対策の実施	<p>「AI システムの機密性・安全性・可用性」について、AI システムに特有のセキュリティ侵害の例を示してほしい。</p>	AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者が、(システム一般とは異なる) AI システムに

	会					対して講じるべきセキュリティ対策についての理解に必要と考えられるため。
9-2	(一社)全銀協会	AI 利活用ガイドライン	21	⑥ - ア) AI 利活用における最終利用者及び第三者のプライバシーの尊重	AI システムに特有の、第三者のプライバシー侵害の例を示してほしい。	AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者が、(システム一般とは異なる) AI システムに対して講じるべき、プライバシーの尊重に関する措置についての理解に必要と考えられるため。
9-3	(一社)全銀協会	AI 利活用ガイドライン	24	⑧ 公平性の原則	「公平性」には複数の定義・基準があることに留意する必要がある、との記載があるが、「公平性」として見るべき観点・項目、「公平性」が保たれているとされる基準を示すべき。	付属資料に、「センシティブ情報」や「社会的バイアス」という関連するキーワードがあるものの、何をもちいてバイアスと言えるのか、見るべき観点と基準を明確にすべき。
9-4	(一社)全銀協会	AI 利活用ガイドライン	24	⑧-ウ) 人間の判断の介入(公平性の確保)	人間の判断を介在させることで、公平性が確保されるという理解でよいか。人間の判断が介在する場合でも、最終的な判断に至るまでの経緯・思考プロセスを明示する必要はないか。	人間の判断は必ずしも公平性が保たれたものではない為。
9-5	(一社)全銀協会	AI 利活用原則の各論点に対する詳説	5	① - イ) 人間の判断の介入	「人間の判断の介入の要否」について、想定される基準を具体的にすべき。例えば、AI によりなされた判断によって、『最終利用者が金銭的等の不利益を被るかどうか』、『申込みへの応諾可否に影響が及ぶかどうか』など。	基準の目線が統一されることで、人間を含めた AI システムのビジネス利用検討、及び AI リスクコントロールの円滑化が達成されるため。
9-6	(一社)全銀協会	AI 利活用原則の各	33	⑧ - イ) アルゴリズム	「センシティブ属性の値によらない、予測結果の誤差比率の調整の程度」に関して、安心して AI が使えるよう、基準を例示し	基準の目線が統一されることで、AI リスクコントロールの

	行協会	論点に対する詳説		によるバイアスへの留意	てほしい。	円滑化が達成されるため。
10-1	個人(F)	報告書2019(案)本体	参照ページ10、ページ32	2. (4) AI 利活用原則と論点	「非拘束なもの」を追加することを「AI 利活用原則と論点」に記載することのご検討をお願いたく存じます。	EUの「信頼できるAIのための倫理ガイドライン案」I.1.1と同様にこれらに限らないため(報告書10ページ参照)
10-2	個人(F)	報告書2019(案)本体	参照ページ11、ページ33	7. 尊厳・自律の原則	Autonomy(自己決定)のあり方も尊厳・自律の原則に挿入することをご検討頂ければと存じます。	「信頼できるAI倫理ガイドライン案」(I.2, 2, (i)、AI4Peopleのように自己決定の重要性を考慮(報告書11ページ参照)
10-3	個人(F)	報告書2019(案)本体	参照ページ9、ページ34	9. 透明性の原則	透明性だけでなく、明瞭性の改善を加えることに関して、ご検討をお願い致したく存じます。	ICDPPCのようにコミュニケーションのイノベーティブな発展を通じたAIシステムの明瞭性を加えて頂ければと考えます。(報告書9ページ参照)
10-4	個人(F)	報告書2019(案)本体、AI利活用ガイドライン、AI利活用原則の各論点に対する詳説	ページ34、詳説38, 40、、AI利活用ガイドライン6.9	10. アカウンタビリティの原則	アカウンタビリティの原則でその上での説明の結果及び監査可能性(Auditability)の追記をご検討頂ければと存じます。	「信頼できるAI倫理ガイドライン案」II.1.7説明の結果、監査可能性(Auditability)が求められています。アカウンタビリティは説明責任にはその結果が求められ、検証するためのものであるため
10-5	個人(F)	報告書2019(案)本体	44, 45	Ai 開発ガイドライン及び AI	人間中心のAI社会原則、本ガイドラインの周知、展開を日本が積極的に発信していくことを期待致します。	「詳説」を世界に発信し、EU「信頼できるAIのための倫理ガイ

				利活用ガイドラインの周知、展開		ドライン」とも協調しながら、国際的なコンセンサスを形成することが必要なため
10-6	個人(F)	報告書2019(案)本体	47	AI システム又は AI サービス相互間の円滑な連携の確保 注釈 55	注釈 55 にデータ形式やプロトコル等の標準化への対応については、国際的議論の動向を踏まえることが重要なことを支持します。 AI システムの相互接続性と相互運用性を確保するための連携の原則を実社会での浸透していくことができることを期待致します。	国際的な標準や規格への準拠、AI の開発に関連する知的財産等の保護と利活用のバランスが重要なため(報告書 2017「別紙1」4. 参照
11-1	富士通株式会社	AI 利活用ガイドライン		文書の名称	本文書は、AI の利用者が個々の原則を作成する際に、AI の利活用に関して留意すべき事項を適切に認識し、それら留意事項への対応について自主的に検討することを促そうとするものであり、本文書の内容を勘案し取捨選択する「リファレンス」的なものであると解されるところ、原案の「AI 利活用ガイドライン」という名称ではなく、「AI 利活用原則策定リファレンス」等に変更、もしくは名称に副題を付して「AI 利活用原則ガイドライン～AI 利用者による AI 開発利用原則策定時の参考として～」等に変更すべきと考えます。	この文書の位置付けをより明確にするため。
11-2	富士通株式会社	AI 利活用ガイドライン	4	序文 AI の利用者が、本ガイドラインを参照し、AI の利用目的や利活用する際の社会的文脈に応じた適切	AI の用途は自動運転から情報検索まで多岐にわたり、用途ごとに、AI 利活用原則の 10 原則の中で留意すべき原則も異なります。 AI の利用者が、「AI 利活用ガイドライン」を参照し、AI の利用目的や利活用する際の社会的文脈に応じた適切な措置を自主的に講じることを促すために、具体的なユースケースを提示し、個々のケースに沿って留意すべき原則を例示すべきと考えます。	本ガイドラインの活用をより一層促し、AI の利用者が提供・利用するサービス等に応じた「AI 開発利用原則」をより策定しやすくするため。

				な措置を自主的に講じることにより…		
11-3	富士通株式会社	報告書2019(案)本体	10	第1章2.(5) AI ハイレベル専門家グループ (HLEG)	欧州委員会は複数の High-Level Expert Group を作成していません(例: Sustainable Finance)。「HLEG」は欧州委員会のウェブサイトに記載されているように「AI HLEG」と表記すべきと考えます。	正式名称で表記すべき。

12-1	LINE 株 式 会 社	報告書 2019 (案) 本 体	32 2 章	<p>3. AI 利活用ガイドラインの概要</p> <p>(4)AI 利活用原則と論点(略)</p> <p>10. アカウンタビリティの原則：利用者は、ステークホルダに対しアカウンタビリティを果たすよう努める。(主な論点)</p> <p>ア アカウンタビリティを果たす努力 イ AIに関する利用方針の通知・公表</p> <p>4. 今後の展開</p> <p>第1章の海外の動向、国際的な議論の動向に記載した</p>	<p>本報告書(案)においてとりまとめられた「AI 利活用原則」について賛同いたします。</p> <p>なお、本報告書(案)におけるAI 利活用原則 10. アカウンタビリティの原則において、AI システム等の利用者に求められる「アカウンタビリティ」とは、AI による判断に関する正当な意味・理由を説明するにとどまらず、必要に応じて賠償・補償する等の措置も含むものであることが、脚注にのみ記載されています。</p> <p>通常、「アカウンタビリティ」の語は説明責任を意味することが多く、アカウンタビリティの原則の遵守を求められることとなるAI システム等の利用者(特に、AI サービスプロバイダ及び業としてAI システム等を利用する者)においては、現状の記載方法によって誤認識が発生するおそれがあると考えます。</p> <p>そのため、AI 利活用原則における「アカウンタビリティ」の内容をより明確に本報告書(案)の本文中に記載し、今後国内外を問わずさまざまな場で本原則にかかる議論及び周知を行うにあたって、「説明責任に留まらない、広く AI システム等の利用によって生じた事態への賠償等を含む責任であること」の十分な説明が必要と考えます。</p> <p>*三省堂 大辞林における「アカウンタビリティ」の意味 …社会の了解や合意を得るために業務や研究活動の内容について対外的に説明する責任のこと。行政機関や企業が保持すべき倫理とされる。説明責任。</p>	
------	--------------------	---------------------------	-----------	---	---	--

				<p>とおり、IEEE、欧州委員会、OECD 等では、AI の開発や利活用にあたり留意すべき事項を原則として掲げるだけでなく、掲げた原則をどのように実現するか、原則に則っているかをどのように評価するかという点に議論の焦点が移行しつつある。例えば、2019年（令和元年）7月及び同年11月に開催されるOECD デジタル経済政策委員会（CDEP）においては、同年5月に取りまと</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>められた理事会勧告で掲げられた原則を実現するための具体策についての議論が行われることが予定されている。引き続き、国内のみならず国際的な会議の場において、AI 利活用ガイドラインの周知を図りつつ、必要に応じフィードバックを得ながら、原則を実現するための具体策について国際的なコンセンサスが得られるよう一層の取組みを行っていくことが重要であ</p>	
--	--	--	---	--

				る。(略)		
--	--	--	--	-------	--	--

12-2	LINE 株 式 会 社	報告書 2019 (案) 本 体	46 3 章	<p>1. AIの開発及び利活用の促進並びにAIネットワーク化の健全な進展に関する事項</p> <p>(3) 関係するステークホルダが取り組む環境整備に関する課題</p> <p>●主として業界団体等が中心となって取り組むことが期待される課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIの学習等に用いられるデータの形式やAI間の自動交渉のプロトコル等の標準化の在り方の検討 	<p>「AIの開発及び利活用並びにAIネットワーク化を推進するための人材育成」については、従前より人材の育成を行い、ノウハウを蓄積している業界団体（及びその構成団体である民間企業）が中心となって取り組むことに異論ございませんが、今後より一層AIの開発等を推進するための人材が必要不可欠になることが想定されていることから、政府におかれましては業界団体の取り組みを支援していただくよう、お願い申し上げます。</p> <p>また、政府におけるAI人材育成の取り組みについても、必要に応じて産業界・学术界と連携しながら、引き続き推進していただきますようお願い申し上げます。</p>	
------	--------------------	---------------------------	-----------	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none">・ AI の機能や性能などの品質保証及びそれらに関する情報提供の在り方の検討・ AI の利活用、AI ネットワーク化に必要な知識・技能等に関する啓発・教育・ AI の開発及び利活用並びに AI ネットワーク化を推進するための人材育成・ AI の利活用、AI ネットワーク化に係る市場競争環境整備、利用者の選択肢の多様性の確保の在り方の検討・ AI の事故	
--	--	--	---	--

				等に関する被害者の救済（保険等）及び被害発生防止の在り方の検討		
13-1	一般社団法人日本経済団体				本年6月に公表された「AI ネットワーク社会推進会議 報告書 2019（案）」に対し、 下記のとおり、意見を提出する。下記の意見に適切に対応した上で報告書を取りまとめるべきである。適切な対応がなされな	

	連合 会 AI 活 用 略 タ ク ス フ ォ ー ス				い場合、経済界はこれを支持できない。	
13-2	一 社 法 日 経 団 連 会 AI 活 用 略 タ ク ス フ ォ ー ス			1. AI 利活用原則について	企業は、製品やサービスの生産・提供、バックオフィス等、広範な領域で AI 利活用に取り組んでいる。AI 利活用の対象となる領域や分野によっては、同報告書に示された各原則・項目のうち適用されないものも多く、全ての項目を網羅的に並列する本案は、これら全てを適用することが AI 利活用に必要であるとの誤解を与え、AI 利活用を委縮させかねない。また社会全体に対しても AI 利活用に対する誤った認識を与える懸念がある。具体的な事例のもと、AI 利活用の全般において最低限留意すべき項目、適用領域・分野によっては留意することが推奨される項目に分けて整理すべきである。また、今後の AI 利活用の枠組みに関する国際的な議論においてのリーダーシップを発揮するためにも、企業における具体的事例に適用しやすいような体系化をはかるべきである。	
13-3	一 社 法 日 経 団 連 会 AI 活 用 略 タ ク ス フ ォ ー ス	AI 利 活用ガ イドラ イン		2. AI 利活用ガイドラインの名称について	ガイドラインには拘束的なもの、非拘束的なものが存在し、本ガイドラインが後者にあたることは報告書内に明記されているものの、世の中に存在する「ガイドライン」の中には、実質上「基準」として運用される例もある。そのため、タイトルに受け手がミスリードされると AI 利活用を委縮させる、ガイドラインを「遵守」するためのコスト増加につながる等（本会議においても、とくに中小企業、国立研究開発法人、国立大学法人への悪影響に関して複数の委員から懸念が示された。）が懸念され	

	ース				<p>る。また、報告書では AI 利活用ガイドラインを「AI の社会実装に向け、多様な領域の様々なステークホルダがコミュニケーションを図っていく上で共通に参照すべき文書」「参照すべき具体的な解説書」と位置付け、本会議においても、「この文書の内容を一律に実施するのではなく、あくまで、この中から適切な部分を選択して各々の組織のガイドラインとすることを想定している」旨の立場表明がなされたと理解している。</p> <p>それらを踏まえ、まずは AI 利活用ガイドラインの名称について、文書の性格や位置づけを正確に反映した「AI 利活用ガイドライン制定リファレンス」等に変更すべきである。この名称は、この文書自体がガイドラインではなく、その制定に向けた参照基準文書であるという目的を明確に表している。仮に、現在の名称に固執する場合、その背後には、今回のガイドラインは非拘束的なものであるという表明とは異なる意図があると解釈せざるを得ない。</p>	
13-4	一般社団法人 日本経済団体 連合会 AI 活用戦略 フォー ース	報告書 2019 (案) 本体		3. FAT (Fair, Accountable, Transparent) の扱いについて	<p>本報告書では、国際的に重要視されている FAT が、明示的な形で説明されていない。さらに、この問題に関して、注意を喚起する説明もない。個人データを利用した AI 利活用において、FAT が重要な概念であることは国際的な共通認識である。特に、人種、性別等のバイアスは AI を利活用する際に対応が不可欠な事項であり、これらのバイアスを放置した AI 開発・運用者は、その社会的信用の棄損のみならず、巨額の賠償責任を支払うリスクを負うことになる。そのため、特定の用途には、ほぼ義務的に FAT の遵守が必要である旨の記述を追加すべきである。また、本報告書の「AI 利活用ガイドライン」では、記載されている項目のなかで各企業が遵守するものを自主的に選択することを求めている。日本の産業の AI-Ready 化を加速するために、「AI</p>	

					利活用ガイドライン」において、AI 利活用にあたって重要な注意点を明記することで、日本企業が FAT 等の項目への対応を誤り、国際的な信用を損ねるなど AI 利活用に躓くことを予防する役割を果たすことも重要である。「1」で指摘した通り、どういった条件下において、どの項目は遵守すべきで、どの項目は任意かなどの指針を示すべきである。	
14-1	個人 (G)	AI 利 活用ガ イドラ イン	5	(1)AI の定義	1. 別添 2 「ガイドライン」 ・5 頁 (1) - AI の定義を疑義がないよう見直すべきである： 「利活用の過程~変化させる」とあるが、これは、HW を例に考えた場合、当該 HW を通常の方法でユーザーが 使用していれば、ユーザー又はメーカーが意図的にトリガーするアップデートなどが無くとも、自動的に HW 内の学習済みモデルが更新されていくような強化学習機能を含む HW のみを「AI システム」と呼ぶ趣旨なのか明確ではない。GL の適用範囲について疑義が残らないよう見直すべきである。	
14-2	個人 (G)	AI 利 活用ガ イドラ イン	11	注 13	・11 頁注 13 - 「公平性」の定義・基準を説明すべきである： AI の判断の方が人よりも公平との意見もあり、場面によっては人間の介在が重要だとしても、公平性に関する最低限の見識を持った人間の介在が必要である。また、この箇所では公平性に関する考え方に触れないのに、他方で「詳説」では 8 - イ などにおいては特に背景の説明もなく公平性に関する一定の立場に依拠した記述をしている（いわゆる affirmative action に触れている）のは一貫性がないだけでなくフェアでもないといえる。	
14-3	個人 (G)	AI 利 活用ガ イドラ	11	注 15	・11 頁注 15 - 「賠償・補償」は削除すべきである： 「賠償・補償」とあるが、これらの責任は通常法令の解釈適用により生	

		イン			<p>じるものである。無論、任意の判断により契約・規約等を通じて責任を負うことは自由であるが（契約自由もとい私的自治の原則）、この理は特に AI サービスプロバイダなどに限られるものではないし、ガイドラインにより容喙されるべき筋合いのものでない（法律の留保の原則）。</p>	
14-4	個人 (G)	AI 利 活用原 則の各 論点に 対する 詳説	全体		<p>2. 別添3「詳説」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体 - より具体的な事例を充実させるべきである： 各論点において挙げられている「例」は、いずれも抽象度が高く、専門家はともかく一般公衆には理解困難と考える（これらに限られないが、6ーア、7ーイ、7ーエなどはどのような事例を想定しつつその対策を述べているのかが理解困難である。また、最たる例を一つ挙げれば、7ーエの中黒五つ目（「プロファイリング～入り込むこと」）は極めて難解である。）。改善方法としては、第一に、詳説の各頁において例えば「採用」、「融資」、「ターゲティング広告サービスの提供・利用」、「チャットボットの提供・利用」といった具体的な適用場面に即した粒度の“例”を増やすこと、第二に、51 頁以降の「適用例」も増やし、どのような場面では、どの部分を特に参照し、そして具体的にどのような対応が推奨されるのかが、より明確かつ簡易に理解できるようにすること、が考えられる。 	
14-5	個人 (G)	AI 利 活用原 則の各 論点に 対する 詳説	8ーア	注1	<ul style="list-style-type: none"> ・8ーアの注1-データの「代表性」の定義は改めるべきである： 「～歪めていない性質」とあるが、言葉として「代表」と「歪めていない」の間に距離があり理解しにくいので、例えば「～母集団の性質を正確に反映している度合いをいう。」などと改めるか、あるいは、代表性が十分でない場合の例（under representative な例）を補足すべきである。 	

14-6	個人 (G)	AI 利 活用原 則の各 論点に 対する 詳説	8-ア	注3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8-アの注3 - 例を挙げる趣旨ひいては何が推奨されるのが不明なので（与信審査において収入の高低を考慮してはいけないという趣旨ではないであろうから）、仮にこの例を維持するのであれば推奨する措置も記述すべきであり（但し、仮にAI サービスプロバイダなどに対して殊更に男女の収入格差の是正という大きな課題への対応をこのガイドラインを通じて求めるのであれば相当でない）、あるいは別の例に変更すべきである（後者の場合もその例に即した推奨措置も明らかにすべきである）。 	
14-7	個人 (G)	AI 利 活用原 則の各 論点に 対する 詳説	8-ア	2つ目の中黒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8-ア - 特に demographic parity と equal opportunity の説明がなお難解なので、より具体的な説明を充実させるべきである。 	
14-8	個人 (G)	AI 利 活用原 則の各 論点に 対する 詳説	8-ア	4つ目の中黒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8-ア - 四つ目の中黒の観点を踏まえてどのように検討・判断することが推奨されるのかをより明確にすべきである： 「公平性」と精度とを比較衡量したうえでの判断には幅があり得ることを明確にすべきである。また、その一種の balancing test の方法や考慮要素が、より具体的な適用事例や措置の推奨度合いも踏まえて明らかにされることが望まれる。 	
14-9	個人 (G)	AI 利 活用ガ イドラ イン、 AI 利 活用原 則の各 論点に 対する 詳説			<p>3. 別添2と別添3に共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「バイアス」との言葉が使われている箇所全て - 定義の説明を設け、また、一部の言い換えも検討すべきである： バイアスは必ずしも一般に膾炙している用語とまでは断じえず、かつ、多義的である。俗にいう「偏見」を指すほか、専門用語としては「選択バイアス」その他の下位分類もあるところ、この知見は別添3を理解するためにも必要なので、このような観点からも 	

					説明が求められる。また、別添3の8-Aの中黒二つ目「バイアスが生じうる」は文脈上「社会的文脈に照らして不平等と評価される結果が生じる」という意味と読めるが、特殊な用語法であるから言い換えを検討すべきである。	
15	個人 (H)			全体	<p>>全般的に</p> <p>水回り関係の商品のあまりの愚かさ(規格の不統一、非合理性)、 農薬関係のあまりの愚かさ(求められる商品の不存在、市場に 広まるのに不適切な商品の氾濫)、 日常医薬品等のあまりの愚かさ(金太郎飴的な望ましくない商 品仕様の故意の猿真似、日本・日本人への悪意を感じる不適切 物質の多用)</p> <p>日本国の法務のあまりの愚かさ(国訟務官による国問題職員や 国機関問題対応を庇うための違法な主張や裁判官によるその追 認)…などの日本特有の愚かさがAIの可視化可能な論理性・合 理性によって打破されていく事を願うのであるが、AIが速やか に日本内の愚かさを消滅させる事が可能である事が示される事 を、劇的な事態によって求めたいと考える。</p> <p>(裁判所においてはあまりに愚かな事態が高等裁判所も含めて 溢れ過ぎているのであるから、そういう事態において裁判官主 張が排されAIが適正さ合法さ社会的望ましさにおいて優位と 支持される(そして人間精神に適い人間にとって望ましい社会 の実現 に資する)事を示すのは容易であると考えますが、その様な事態 の現実化などがあれば望ましいと考える。(国としては違法な裁 判官など尊重しなくてよいわけであるし、高等裁判所の問題あ る裁判について原告国民側を行政(あるいはAIエンジニアなど でも良いが)が支援してその後の逆転勝訴を実現するなどとい</p>	

				<p>った事があっても良いと考えるが、その様な事態があると劇的であると考える。))</p> <p>あまりに私利私欲により人のための規則や秩序を破壊する者達が多いと考えるのであるが、AI の発展はその様な事態から人間（真っ当な人間こそを第一義的に指すものであろう。違法な組織犯罪者（法務省や裁判所や警察・検察自身の中に多くいるはずである）などを、この中心化される対象である人間に含めるのは不適切である。）中心の社会を回復するのに有用であると考ええる。</p> <p>…正直に言ってしまうと、日本特有の愚かさ・不適切さを修正するのに AI は不要であるのであるが、しかし人間が示す論理では問題ある人間達は意見を変えようとならないので（愚かさの現れであるが。）、AI という道具によって問題ある人間達が公正に屈服するようになる事を望む。例えば、自動車の運転などの、電子化された高速動作する AI による支援が必要なものも多いであろう。</p> <p>しかし、もっと高速さが求められない様な、人間の意思判断レベルの事柄（高度複雑でないものも非常に多いと考えるが。）について、AI による問題の喝破がなされる事が日本には多く必要であると考ええる。制度や商品仕様などについて、AI による指摘がなされていく様な社会となる事を求めたい。</p>	
--	--	--	--	---	--